

Vol.3 No.19 2008年 2月

### ～産廃マニフェスト交付等

#### 状況報告書の義務化～

マニフェスト交付者(排出事業者)に対する「産業廃棄物管理票交付等状況報告」の報告が平成20年度から義務化されます。

廃棄物処理法施行規則第8条の27様式第3号の報告義務において1,000t未満の排出事業者は - 当面の間、適用しない - との経過措置が設けられていましたが、平成18年7月26日の廃棄物処理法施行規則の改正によりこの経過措置が短縮され、すべての事業者に報告が求められます。

初年度の平成19年度実績については、平成20年4月から6月末までに報告を行なうことになります。その後は毎年ごと同様の取り扱いとなっています。

また、**報告する項目に「業種」「委託量」が追加**されていますので注意が必要です。

(電子マニフェストを利用している部分については対象になりません)

届出先は当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものです。

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成 年度)

栃木県知事 殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定

事業場の名称			
事業場の所在地			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付
1			
2			
3			
4			

#### 備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間

#### 業務内容

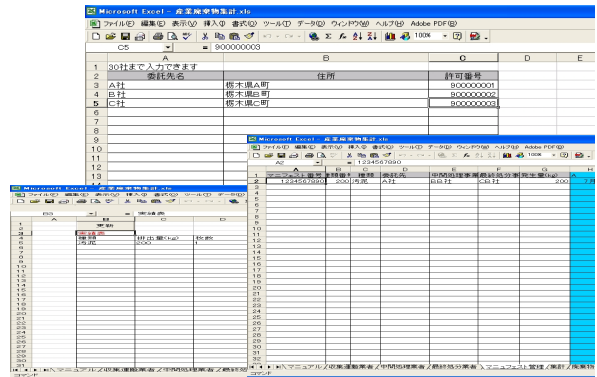
調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)  
 プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メテ)  
 水処理薬品部門(ホーイア・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)  
 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

### 報告書の記載の仕方

報告書の具体的な記載の仕方については、平成18年12月27日付の環境省、産業廃棄物課長名通知「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」の中で、産業廃棄物の体積から重量への換算係数等、記載方法が示されています。本通知は下記の環境省ホームページよりダウンロードができます。

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/nt\\_1227006.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/nt_1227006.pdf)

○ 当社では、マニフェストの集計を簡単に行なえる簡易集計プログラムを作成しました。当社のホームページより無料でダウンロードが出来ます。ご活用下さい。



環境科学センター 環境管理部 佐々木・安納

#### ～編集後記～

先日、地球の自然をテーマにした「アース」という映画を見ました。その一場面で、ホッキョクグマがさまよい歩く姿が映されていました。ホッキョクグマは、地球温暖化による極氷の氷解で2030年までに絶滅すると予測されています。足元の氷が無くなると彼らは、ずっと泳ぎ続けなければならないそうです。自分の身として考えれば恐ろしいことですね。50年後には地球上の全生物種の約50%が絶滅するとの予想もあるそうです。そしてその原因は、道徳なき繁栄を続けてきた人類によるものだそうです。地球環境への責任をどう取るのか一人一人が考えると良いですね。

#### 業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)  
 プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メテ)  
 水処理薬品部門(ホーイア・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)  
 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社は環境マネジメントシステム  
 ISO14001:2004の認証取得事業所です



環境科学センターは  
 品質マネジメントシステム  
 ISO9001:2000の認証取得事業所です